

「雑がみ」分別辞典(松戸市版)

本辞典は、松戸市においてリサイクルできる「雑がみ」を分別できるように作成したものです。他市町村においては、紙問屋やリサイクル工場等の相違により、リサイクルできる「雑がみ」が異なる場合があります。

【○：できる。△：条件次第でできる。×：できない】

No.	50音	対象品目	リサイクル	リサイクル可否の理由等
1	あ	アイスのカップ	×	防水加工されているため。
2	あ	アイロンプリント紙	×	特殊なインクを使っているため。再生紙に混ざると色が出て、大量の紙が不良品になってしまうため、特に注意してください。
3	あ	厚紙	○	
4	あ	圧着はがき（貼り合わせた状態で届くはがき）	×	粘着物が全体に付着しているため。
5	あ	油とり紙	×	防水加工されているため。
6	あ	油のついた紙	×	油分がリサイクル再生品の質を落とすため。
7	あ	アルバム（アルバム台紙）	×	様々な加工がされているため。
8	い	色画用紙	○	金色・銀色はコーティング紙であるため不可。
9	い	インクジェット紙	×	リサイクルが難しい性質であるため。
10	う	ウエットティッシュ	×	水に溶けないため。
11	う	裏カーボン紙	×	特殊加工されているため。
12	お	お菓子の箱	○	ビニール、アルミコーティングされているものは不可。また、紙以外の部分は除去。
13	お	折り紙	○	金色・銀色などのコーティング紙は不可。
14	お	折込チラシ	○	
15	か	カーボン紙	×	特殊加工されているため。
16	か	楽譜	○	
17	か	カタログ	○	包装のビニールは除去。
18	か	カップ麺の紙製容器	×	防水加工されているため。
19	か	カップ麺のふた（紙製）	×	アルミ箔でコーティングされているため。
20	か	壁紙	×	特殊加工されているため。
21	か	紙おむつ	×	特殊成分が入っているため。
22	か	紙コップ	×	防水加工されているため。
23	か	紙皿	×	防水加工されているため。
24	か	紙製容器包装識別マークが表示された紙 	△	「紙製容器包装識別マーク＝雑がみ（再生利用可能）」ではありません。この辞典などで確認をお願いします。
25	か	紙テープ	×	特殊加工がしてあるため。

「雑がみ」分別辞典(松戸市版)

本辞典は、松戸市においてリサイクルできる「雑がみ」を分別できるように作成したものです。他市町村においては、紙問屋やリサイクル工場等の相違により、リサイクルできる「雑がみ」が異なる場合があります。

【○：できる。△：条件次第でできる。×：できない】

No.	50音	対象品目	リサイクル	リサイクル可否の理由等
26	か	紙ナプキン	×	水に溶けないため。
27	か	紙袋	○	紙以外の部分は除去。
28	か	ガムテープ	×	粘着物が全体に付着しているため。
29	か	ガムの包装紙(銀紙)	×	コーティングされているため。
30	か	ガムの紙箱	○	
31	か	画用紙(水彩画で描かれたもの)	○	
32	か	画用紙(油性絵の具で描かれたもの)	×	油性絵の具の成分が再生品の品質を落とすため。
33	か	画用紙(クレヨンで描かれたもの)	×	油性クレヨンの成分が再生品の品質を落とすため。
34	か	画用紙(油性マジックで描かれたもの)	○	
35	か	カレンダー	○	金具部分は除去。
36	か	かるた	○	
37	か	感熱紙	×	特殊加工されているため。
38	き	キッチンペーパー	×	水に溶けないため。
39	き	牛乳びんのふた	×	防水加工されているため。
40	き	金が箔押しされた紙	×	金がコーティングされているため。
41	き	銀が箔押しされた紙	×	銀がコーティングされているため。
42	く	クッキングシート	×	水に溶けにくいいため。
43	く	靴の箱	○	
44	く	グラシン紙(窓付き封筒)	○	窓付き封筒の窓に使われている薄い紙。
45	く	グラシン紙(靴や鞆の詰め物)	×	靴や鞆の詰め物には、昇華転写紙(捺染紙・アイロンプリント紙)が使われている場合があり、グラシン紙と見分けがつかないので、燃やせるごみで処分してください。
46	け	化粧箱	○	
47	こ	コースター(紙製)	○	汚れがついているものは不可。
48	こ	コーヒーフィルター	×	水に溶けないため。
49	こ	合成紙	×	プラスチックが含まれているため。
50	こ	コピー用紙	○	個人情報はできるだけ除去。
51	こ	米袋(紙製)	○	
52	こ	紙製の梱包材(電化製品など)	○	

「雑がみ」分別辞典(松戸市版)

本辞典は、松戸市においてリサイクルできる「雑がみ」を分別できるように作成したものです。他市町村においては、紙問屋やリサイクル工場等の相違により、リサイクルできる「雑がみ」が異なる場合があります。

【○：できる。△：条件次第でできる。×：できない】

No.	50音	対象品目	リサイクル	リサイクル可否の理由等
53	さ	雑誌	○	
54	さ	冊子類	○	雑誌と一緒に束ねて排出。
55	し	シール	×	粘着物が全体に付着しているため。
56	し	シールの台紙	×	プラスチックが含まれているため。
57	し	色紙(しきし)	×	金・銀が入っているため。
58	し	写真	×	リサイクルの際に他の紙とうまく混ざらないため。
59	し	写真プリント用紙	×	リサイクルの際に他の紙とうまく混ざらないため。
60	し	祝儀袋(慶弔袋)	×	水に溶けにくいいため。
61	し	習字紙、書道用の紙(半紙)	×	水に溶けにくいいため。
62	し	シュレッダーにかけた紙	△	飛散しないように他の雑がみと一緒に紙袋の底に入れば、資源ごみとして出せます。量が多い場合には、紙問屋に問い合わせ直接持ち込むか、「燃やせるごみ専用松戸市認定ポリ袋」に入れて、燃やせるごみとして処分してください。
63	し	書籍	○	
64	し	書類	○	個人情報はできるだけ除去。
65	し	親展はがき	×	粘着物が全体に付着しているため。
66	し	障子の張り紙(ふすま紙)	×	水に溶けにくいいため。
67	し	商品タグ	○	ビニールコーティングしたものは不可。紙以外の部分は取り除く。
68	す	水溶紙	○	
69	す	スタンプカード	○	
70	す	ストーンペーパー	×	材質が紙ではないため。
71	せ	石けんの紙箱	×	臭いがついているため。
72	せ	石けんの包み紙	×	臭いがついているため。
73	せ	線香の紙箱	×	臭いがついているため。
74	せ	洗剤の紙箱	×	特殊加工がしてあるため。
75	た	ダイレクトメール	○	包装のビニールは除去。
76	た	台紙	○	
77	た	タグ	○	ビニールコーティングしているものは不可。

「雑がみ」分別辞典(松戸市版)

本辞典は、松戸市においてリサイクルできる「雑がみ」を分別できるように作成したものです。他市町村においては、紙問屋やリサイクル工場等の相違により、リサイクルできる「雑がみ」が異なる場合があります。

【○：できる。△：条件次第でできる。×：できない】

No.	50音	対象品目	リサイクル	リサイクル可否の理由等
78	た	宅急便の複写伝票	×	特殊加工されているため。
79	た	タバコの入っていた箱	×	臭いがついているため。
80	た	卵パック（紙製）	○	
81	ち	地図	○	特殊加工してあるものは不可。
82	ち	チラシ	○	
83	つ	詰め物用の紙（緩衝材：靴やカバンの中に使用されているもの）	×	特殊なインクを使っているため。 必ず「燃やせるごみ」で出してください。
84	て	ティッシュの箱	○	ビニール部分を除去。
85	て	ティッシュペーパー	×	水に溶けにくいいため（未使用でも不可）。
86	て	テープ類の芯	○	
87	て	手帳	○	個人情報はできるだけ除去。紙以外の部分は除去。
88	て	点字用紙（感熱性発砲紙）	×	特殊加工されているため。
89	と	トイレットペーパーの芯	○	
90	と	トランプ（紙製）	○	
91	と	トレーシングペーパー	×	特殊加工されているため。
92	と	トレーディングカード	×	金・銀・アルミ・撥水加工されたものは不可。
93	な	捺染紙（なっせんし。アイロンプリントシート、昇華転写紙）	×	特殊なインクを使っているため。再生紙に混ぜると色が出て、大量の紙が不良品になってしまうため特に注意してください。
94	ね	値札	○	シールが貼られていたり、ビニールコーティングされているものは不可。紙以外のものは取り除く。
95	ね	年賀状	△	個人情報はできるだけ除去。防水加工されているものや、写真印刷用・インクジェット紙は不可。
96	の	ノーカーボン紙	×	特殊加工されているため。
97	の	ノート	○	個人情報はできるだけ除去。
98	は	ハードカバーの本	○	ビニールコーティングしてある部分を除く。
99	は	バインダー（紙製）	○	金具・プラスチックは取り除く。
100	は	はがき	△	個人情報はできるだけ除去。防水加工されているものや写真印刷用・圧着はがきは不可。

「雑がみ」分別辞典(松戸市版)

本辞典は、松戸市においてリサイクルできる「雑がみ」を分別できるように作成したものです。他市町村においては、紙問屋やリサイクル工場等の相違により、リサイクルできる「雑がみ」が異なる場合があります。

【○：できる。△：条件次第でできる。×：できない】

No.	50音	対象品目	リサイクル	リサイクル可否の理由等
101	は	箱	△	におい、汚れがついているもの、ビニールコーティングや防水加工されているものは不可。
102	は	箸袋	○	
103	は	発泡紙（薬品による凸凹加工の紙）※点字用紙	×	特殊加工されているため。再生紙に混じると、表面に凸凹が出て、大量の紙が不良品になってしまうため、特に注意してください。
104	は	半紙	×	水に溶けにくいいため。
105	は	パラフィン紙	×	特殊加工されているため。
106	は	パンフレット	○	包装のビニールは除去。
107	ひ	ビールのマルチパックの紙	△	防水加工されているものは不可。
108	ひ	ピザの空き箱	×	汚れ・臭いがついているため。
109	ひ	便箋	○	個人情報はできるだけ除去。
110	ふ	ファイル（紙製）	○	金具やプラスチックの部分は除去。
111	ふ	ファクシミリ用紙	×	特殊加工されているため。
112	ふ	封筒（窓付き）	○	窓部分のビニールやセロファンは除去。
113	ふ	封筒（窓なし）	○	個人情報はできるだけ除去。
114	ふ	複写伝票	×	特殊加工されているため。
115	ふ	ふすま紙（障子紙）	×	水に溶けにくいいため。
116	ふ	付箋	△	粘着部分を除去すれば可。
117	ふ	プラスチックフィルムが貼り合わされた紙	×	コーティングされているため。
118	ふ	フラットファイル（紙製）	○	金具やプラスチックの部分は除去。
119	ふ	プリント用紙	○	個人情報はできるだけ除去。
120	へ	ペーパータオル	×	特殊加工されているため。
121	へ	ペーパーフラワー	×	様々な粘着物がついているため。
122	ほ	芳香紙	×	においがついているため。
123	ほ	包装紙	○	
124	ほ	ポスター	○	プラスチックでできているもの、あるいはコーティングされているものは不可。
125	ほ	ポストカード	○	金・銀・ビニールコーティングされているものは不可。

「雑がみ」分別辞典(松戸市版)

本辞典は、松戸市においてリサイクルできる「雑がみ」を分別できるように作成したものです。他市町村においては、紙問屋やリサイクル工場等の相違により、リサイクルできる「雑がみ」が異なる場合があります。

【○：できる。△：条件次第でできる。×：できない】

No.	50音	対象品目	リサイクル	リサイクル可否の理由等
126	ほ	本	○	
127	ま	マッチの箱	×	リンなどの可燃性の媒体が残留している可能性があるため。
128	め	名刺	○	個人情報はできるだけ除去。
129	め	メモ用紙	○	個人情報はできるだけ除去。
130	も	模造紙	○	
131	よ	ヨーグルトの紙容器	×	防水加工されているため。
132	よ	汚れた紙	×	リサイクル再生品の質を落とすため。
133	ら	ラップの芯	○	
134	ら	ラップの箱	○	刃の部分は除去。
135	ら	ラミネート加工紙	×	透明のフィルムが貼られているため。
136	れ	レシート	×	特殊加工されているため。
137	ろ	ろう紙	×	材質が紙ではないため。
138	わ	ワイシャツの台紙	○	
139	わ	和紙	×	水に溶けにくいいため。
140	わ	割りばしの袋	○	

【注意点】

- ・再生紙の製造工程は、まず紙を水に溶かすことから始まります。そのため、水に溶けないような加工がされている紙は、「リサイクルできない」ということが基本的な判断基準となります。
- ・「資源ごみ」として排出するときには、紙以外の金具やプラスチック部分は取り除いてください。
- ・ビニールコーティングの見分け方：破いてみてビニールが伸びれば、「雑がみ」としてリサイクルできない加工がされている紙です。

【リサイクルできない紙類】

- ・食べ物の汚れがついているもの
- ・油汚れがついているもの
- ・においがしみこんでいるもの（洗剤や石けん、線香などの箱）
- ・強い粘着物がついているもの
- ・ビニールコーティングがされているもの
- ・特殊加工がされているもの
- ・クレヨン、油製絵の具で描かれたもの
- ・ぼろぼろに褐色しているもの
- ・金・銀の箔がされているもの
- ・凹凸加工のしてあるもの（点字用紙）
- ・磁粉がついているもの
- ・水に溶けないもの
- ・使用済みティッシュなどの衛生上問題があるもの
- ・緩衝材（詰め物）